

別紙3（山村活性化対策に関する事業に係る運用）

第1 趣旨

実施要綱第2の1の(2)の②に掲げる山村活性化対策の運用については、実施要綱、実施要領によるほか、この運用に定めるところによる。

第2 事業内容等

山村活性化対策は、山村の活性化に向けて、農林水産業及びその基盤となる農山漁村の振興を図る次に掲げる取組を重点的に支援するものであり、地域資源を活用して山村の所得や雇用の増大を図るために行う次に掲げる取組に対する交付金（以下「山村活性化支援交付金」という。）を交付する。

なお、具体的な事業内容、事業実施主体、交付金の交付を受けるための選定要件等は別表に定めるものとする。

山村活性化対策

- 1 地域資源の賦存状況・利用形態等の調査
- 2 地域資源を活用するための合意形成、組織づくり、人材育成
- 3 地域資源の消費拡大や販売促進、付加価値向上等を図る取組

第3 事業実施期間

本事業の実施期間は、原則として、3年間を上限とする。

第4 事業実施の手続

- 1 事業実施主体は、事業の開始年度において、別紙4に定めるところにより、事業の内容を取りまとめの上、実施要綱第4に定める事業実施計画を地方農政局長等（事業を実施しようとする地域が北海道に所在する場合にあっては、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）、それ以外の都府県に所在する場合にあっては、地方農政局長という。以下同じ）に提出するものとする。
- 2 事業実施計画策定の留意事項
事業実施計画には、別紙4に定めることにより、事業実施計画の期間内における事業の実施によって、実現しようとする目標（所得や雇用等に係る事業目標）を設けるものとする
- 3 地方農政局長等は、1により提出された事業実施計画の内容、対象経費等を審査し、実施要綱、実施要領等に照らして適当であると認める場合には、事業の採択を決定し、事業実施主体に事業採択通知を交付するものとする。
- 4 事業実施主体は、事業の開始年度の翌年度以降において、毎年度、別紙4に定めるところにより、年度別事業実施計画を策定し、地方農政局長等に提出するものとする。
- 5 地方農政局長等（農村振興局長を除く。）は、3により採択した事業実施計画並びに4により提出された年度別事業実施計画について、別紙4に定めるところにより、

これを農村振興局長に報告するものとする

- 6 別紙4に定める事業実施計画の重要な変更については、1及び4に準じて変更を行うものとする。

第5 助成

国は、予算の範囲内で、別紙4に定めるところにより、事業実施主体に助成するものとする。

第6 完了報告

事業実施主体は、第4の3により地方農政局長等が採択した事業実施計画に基づく全ての事業が完了したときは、別紙2に定めるところにより、地方農政局長等に報告するものとする。。

第7 事業実施結果の評価

- 1 事業実施主体は、別紙4に定めるところにより、目標年度（事業完了年度）までの毎年度、事業実施計画に定められた目標の達成状況等について評価を行い、学識経験者等第三者の意見を聴いた上で、地方農政局長等に報告するとともに、これを公表するものとする。
- 2 1により報告を受けた地方農政局長等（農村振興局長を除く。）は、別紙4に定めるところにより、事業実施主体から報告された当該評価結果を農村振興局長に報告するものとする。
- 3 1により報告を受けた地方農政局長等は、目標の達成状況が低調な事業実施主体に対して重点的な指導、助言等を行うとともに、その結果を公表するものとする。

別表

事項	具体的な事業内容	事業実施主体	選定要件	交付率及び助成額
山村活性化対策	<p>(1) 地域資源の賦存状況・利用形態等の調査</p> <p>ア その地域の農林水産物やその加工品等の賦存量、利用状況・形態、潜在的な活用可能性・方法等の調査等</p> <p>イ 農林水産業に関連する地域人材やそのノウハウ、伝統的な技術・知恵、既存の加工販売施設、固有の自然・景観等の調査</p> <p>(2) 地域資源を活用するための合意形成、組織づくり、人材育成</p> <p>ア 農業者・林業者をはじめとする地域住民が協力して行う地域資源の活用に向けた住民意向調査、実施体制づくりや活動組織づくりに向けたワークショップ開催、活動計画づくりに向けた調査・検討等</p> <p>イ 取組実施や人材育成に必要な技術やノウハウ等の実践研修等</p> <p>(3) 地域資源の消費拡大や販売促進、付加価値向上等を図る取組</p> <p>ア 地域資源を活用した特産物等の生産・加工・販売の促進に向けたマーケティング調査、販売先現地調査等</p> <p>イ その地域の農林水産物を使った特産物等の生産拡大・商品開発、既存直売所の活用や直販システムの導入等による販売実践、ICTやパンフレット、現地説明看板等を使った情報発信、商品パッケージ等のデザイン検討等</p>	<p>以下のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>(1) 振興山村を有する市町村</p> <p>(2) 地域協議会</p>	<p>以下の要件を全て満たすこと。</p> <p>(1) 事業の実施対象が振興山村であって、山村振興法に基づき山村振興計画が作成され、山村振興に取り組んでいる地区であること。</p> <p>(2) 事業実施主体が地域協議会の場合は、別紙4の第6に定める協定を定めた団体であり、構成員に市町村を含むこと。</p>	<p>交付率及び助成額は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 交付率は、定額とする。</p> <p>(2) 各年度の助成額の上限は、事業実施主体当たり1,000万円を上限とする。</p>